

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月11日（火）午後1時35分から午後2時15分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
"	2	高田 卓司	"	"	9	平野 耕平	"
"	3	高田 光國	"	会長職務代理者	10	吉田 龍平	"
会長	5	田邊 忠宏	"	推進委員	1	小野 敏輝	"
委員	6	辻田 檻市	"	"	2	佐藤 新介	"
"	7	仁科 義弘	"	"	3	徳永 一憲	"

4. 欠席委員 0人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

## 6. 会議の概要

議長 ただ今から令和5年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番吉田龍平委員、1番岡村咲津紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第10号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第10号についてご説明いたします。

整理番号は16でございます。

本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畠、面積は148m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事ができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第10号、整理番号16は許可と決定します。

続きまして、整理番号17について事務局より説明をお願いします。

なお、●●●●委員が利害関係者となるため、一時退室いただきます。

整理番号は17でございます。

本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●遺言執行者●●●●さんです。

申請地は4筆、地目は全て田、面積は合計で1,063m<sup>2</sup>です。

今回、譲渡人が亡くなられ、本件4筆を遺贈する旨が遺言公正証書に記載されていたため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事ができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について事務局長よりご報告します。

事務局長 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲渡人が亡くなられ、本件4筆を遺贈する旨が遺言公正証書に記載されていたため申請が行われたもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号17は許可と決定します。

ここで、●●●●委員に再度入室いただきます。

続きまして、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、整理番号18から20まで、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第11号、整理番号18及び関連議案ですので、整理番号19、整理番号20についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基

づく申請でございます。

整理番号18は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は314m<sup>2</sup>です。

整理番号19は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は1,895m<sup>2</sup>です。

整理番号20は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●です。

申請地は1筆、地目は田、面積は11m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人の●●●●さんが建売分譲住宅の建設を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分に擁壁を設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については宅地内に設けた枠に集め、その後、道路側溝へ放流します。土砂は枠でいったん沈殿させるようにし、直接流れ出ないよう計画されています。

生活排水については合併処理浄化槽により処理を行い、既存水路に放流します。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅建築ですので、影響がないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は第2種農地と判断しております。

転用目的は建売分譲住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとのことであり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必

要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時、又は処分の見込みがない場合は許可しないことになつてゐますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになつてゐますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなつてゐますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は集団農地の分断には当たらないと判断します。  
以上です。

議長 ただ今の整理番号 18 から 20 の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ござりますか。

● 番 事務局 面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上ある。開発許可はどうなつてゐるのか。

● 番 事務局 同時に申請が出てゐます。

● 番 事務局 赤線の取扱いはどうなつてゐるのか。

赤線を宅地に取り込むのではなく、赤線と付隨して道路を作ることになります。赤線がなくなることはありません。

● 番 事務局 5 号地の図面のところは赤線の続きではないのか。赤線が残るのか。

建設班に確認したところ、図面のピンク色のところが道路になり、その部分と赤線と一緒に工事して、入居後にピンク色の部分を町へ寄付するうで、5 号地の赤線はそのまま残ることになります。

● 番 赤線の取扱いは適当でいいのか。工事に入る前に議会で廃止するのでは。

赤線の向こうに青い点線があるが、これは青線か。赤線も青線も道路として利用されるのであればいいが、宅地造成した中に赤線と青線があるのであれば問題だ。

● 番 縦断図を見ると、側溝の外が赤線になるのではないか。赤線より田んぼ側に道路を作るのではないか。

事務局 5 号地の赤線については開発区域より外側に残ります。

● 番 事務局 合併浄化槽となっているが、下水道整備の状況は。

まだです。

その他、質問、意見等はございませんか。

● 番 事務局 資料 3 ページの水路敷は何なのか。水路はないのではないか。

現況赤線が 1 m ちょっとあり、その中にフリュームを入れます。記載の間違いと思われる所以で確認します。開発道路の中に含めるということです。

● 番 事務局 それから外に 1 m 余裕を取ることでよいか。

隣地の方から法面をつけてほしいと言われていることによるものです。

● 番  
事務局  
議 長 法面をつけるという約束を破った場合は指導するのか。  
指導します。  
その他よろしいですか。

(質問、意見なし)

整理番号18から20について、許可することに賛成の農業委員の方は  
挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号18から20は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第12号についてご説明いたします。

整理番号は21でございます。

里庄町長より令和5年6月8日付で農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、地目は田、面積は777m<sup>2</sup>です。

設定を受ける者は●●●●さん、設定を行う者は●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

場所はどのあたりか。

町道●号線沿いです。

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第12号、整理番号21について賛成の農業委員の方は  
挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号21は承認と決定します。

以上をもちまして、令和5年第7回総会を閉会いたします。